附属書1　日本国政府による声明

日本国政府は、日本国とポルトガル共和国との間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、日本国とポルトガル共和国との間の相互理解を促進するためポルトガル共和国の国民、特にポルトガル共和国の青少年に対し日本国の文化及び一般的な生活様式を経験するための一層広範な機会を提供することを希望し、また、ポルトガル共和国の国民が長期にわたり主として休暇を過ごすために日本国に入国し、かつ、旅行資金を補うために休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にする目的を有するワーキング・ホリデーのための制度を設けることを希望して、ポルトガル共和国の国民の日本国への入国に関し、二千十五年七月一日から日本国の関係法令の範囲内で相互主義に基づき次の措置をとる用意を有する。

1　日本国政府は、次の要件の全てを満たすポルトガル共和国の国民からの申請に対し、発給日から三箇月間有効なワーキング・ホリデー査証を無償で発給する。

(i)　前記の査証の申請時にポルトガル共和国に居住するポルトガル共和国の国民であること。

(ii)　入国の日から一年を超えない期間日本国において主として休暇を過ごす意図を有すること。

(iii)　前記の査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(iv)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が前記又はその他の査証を有する場合を除く。）。

(v)　残存有効期間が十二箇月を超える有効なポルトガル共和国旅券を所持し、かつ、帰国のための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金のいずれかを所持すること。

(vi)　日本国における滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持すること。

(vii)　滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。

(viii)　以前に前記の査証の発給を受けていないこと。

(ix)　健康であること、健全な経歴を有すること及び犯罪経歴を有しないこと。

(x)　日本国に滞在する間に、日本国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

(xi)　十分な健康保険に加入すること。

2　1にいう査証の申請は、この制度に特有の手続に従い、在ポルトガル共和国日本国大使館に対して提出されることが必要とされる。申請者は、必要な場合には、資格を決定するために同大使館の代表者による面接を受ける。

3　申請者は、日本語の知識の欠如のみを理由として1にいう査証の発給を拒否されない。

4　日本国政府は、1にいう査証を有するポルトガル共和国の国民に対し、入国の日から最長一年の期間日本国に滞在する許可を与える。当該ポルトガル共和国の国民は、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められない。

5　この制度に参加するポルトガル共和国の国民は、日本国における滞在期間中に、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。

6　日本国政府は、この制度により日本国に入国したポルトガル共和国の国民が日本国の法令を遵守し、かつ、この制度の目的に反する仕事に従事しないことを要請する。

7　この制度に参加するポルトガル共和国の国民は、日本国の関係法令の範囲内で、日本国の文化及び一般的な生活様式を学ぶ目的のため、短期間の語学講座又は類似の講座に参加することができる。

8　日本国政府は、公安、公の秩序、公衆衛生又は出入国管理上の危険性を理由として前記の措置の全部又は一部を一時的に停止することができる。このような停止は、ポルトガル共和国政府に対し、外交上の経路を通じて直ちに通告される。

9　日本国政府は、ポルトガル共和国政府に対し、書面による三箇月間の予告をもって前記の諸措置を終了させることができる。

附属書2　ポルトガル共和国政府による声明

ポルトガル共和国政府は、ポルトガル共和国と日本国との間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、ポルトガル共和国と日本国との間の相互理解を促進するため日本国民、特に日本国の青少年に対しポルトガル共和国の文化及び一般的な生活様式を経験するための一層広範な機会を提供することを希望し、また、日本国民が長期にわたり主として休暇を過ごすためにポルトガル共和国に入国し、かつ、旅行資金を補うために休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にする目的を有するワーキング・ホリデーのための制度を設けることを希望して、日本国民のポルトガル共和国への入国に関し、二千十五年七月一日からポルトガル共和国の関係法令の範囲内で相互主義に基づき次の措置をとる用意を有する。

1　ポルトガル共和国政府は、次の要件の全てを満たす日本国民からの申請に対し、発給日から四箇月間有効な一時滞在査証を無償で発給する。

(i)　前記の査証の申請時に日本国に居住する日本国民であること。

(ii)　入国の日から一年を超えない期間ポルトガル共和国において主として休暇を過ごす意図を有すること。

(iii)　前記の査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(iv)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が前記又はその他の査証を有する場合を除く。）。

(v)　残存有効期間が十二箇月を超える有効な日本国旅券を所持し、かつ、帰国のための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金のいずれかを所持すること。

(vi)　ポルトガル共和国における滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持すること。

(vii)　滞在終了時にポルトガル共和国を出国する意図を有すること。

(viii)　以前に前記の査証の発給を受けていないこと。

(ix)　健康であること、健全な経歴を有すること及び犯罪経歴を有しないこと。

(x)　ポルトガル共和国に滞在する間に、ポルトガル共和国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

(xi)　国内法令に従い、十分な健康保険に加入すること。

2　1にいう査証の申請は、この制度に特有の手続に従い、在日本国ポルトガル共和国大使館に対して提出されることが必要とされる。申請者は、必要な場合には、資格を決定するために同大使館の代表者による面接を受ける。

3　申請者は、ポルトガル語の知識の欠如のみを理由として1にいう査証の発給を拒否されない。

4　ポルトガル共和国政府は、1にいう査証を有する日本国民に対し、入国の日から最長一年の期間ポルトガル共和国に滞在する許可を与える。当該日本国民は、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められない。

5　この制度に参加する日本国民は、ポルトガル共和国における滞在期間中に、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。

6　ポルトガル共和国政府は、この制度によりポルトガル共和国に入国した日本国民がポルトガル共和国の法令を遵守し、かつ、この制度の目的に反する仕事に従事しないことを要請する。

7　この制度に参加する日本国民は、ポルトガル共和国の関係法令の範囲内で、ポルトガル共和国の文化及び一般的な生活様式を学ぶ目的のため、短期間の語学講座又は類似の講座に参加することができる。

8　ポルトガル共和国政府は、公安、公の秩序、公衆衛生又は出入国管理上の危険性を理由として前記の諸措置の全部又は一部を一時的に停止することができる。このような停止は、日本国政府に対し、外交上の経路を通じて直ちに通告される。

9　ポルトガル共和国政府は、日本国政府に対し、書面による三箇月間の予告をもって前記の諸措置を終了させることができる。

○外務省告示第二百四号

平成二十七年三月十四日にシャルム・エル・シェイクで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十七年六月七日に効力を生じた。

平成二十七年六月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国とエジプト・アラブ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化し並びにエジプト・アラブ共和国の開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とエジプト・アラブ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。